# 確定申告書等作成コーナー ~消費税等確定申告書作成のための操作の手引き~ (消費税) 確定申告書作成(簡易課税)編 この手引きでは、税込経理方式による経理処理をされている方が消費税及び 地方消費税の確定申告書(簡易課税用)を作成する場合の操作手順を説明し ます。 ※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。 税 庁 5

1.1	作成開始
1.2	一般課税・簡易課税の条件判定等
1.3	所得区分・事業区分の選択(1/2)
1.4	所得区分・事業区分の選択(2/2)
1.5	売上(収入)金額等の入力
1.6	所得(事業)区分の売上(収入)金額等の入力
1.7	仕入税額控除の控除方式の選択13
1.8	中間納付税額等の入力
1.9	計算結果の確認
1.10	納税地等入力(1/2)
1.11	納税地等入力(2/2)
1.12	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択
1.13	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

	① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等
	作成開始
	次の画面から、一般課税・簡易課税の条件判定等を行った後、売上(収入)金額・仕入金額等の入力を行います。 「次へ」ボタンを押して進めてください。
	<ul> <li>一般課税を選択される方は、令和6年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費税</li> <li>の確定申告書を作成することができます。</li> <li>&gt; 決算書等データの引継ぎ方法を確認する</li> </ul>
	申告書等の選択へ戻る
み ず 消 ず	「次へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面(P2参照)へま ます。 確定申告書等作成コーナーでは、当年分の決算書等データを引き継いで消費税及び地 費税の確定申告書を作成することができますが、簡易課税制度を選択される場合や年
途口	Pから課税事業者となった場合には、決算書等データを引き継ぐことができませんの 主意下さい。
ナ 消す	ょお、決算書等データを引き継いで消費税の確定申告書を作成した場合にも、作成す

#### 確定申告書作成(簡易課税)編 1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等 ●トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等 一般課税・簡易課税の条件判定等 ① 災害(地震、風水害、雪害等)により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合があります。 > 災害に関する税制上の措置を確認する 基準期間(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の課税売上高を入力してください。 必須 > 基準期間の課税売上高とは (1)20,000,000 Ē Q インボイス(適格請求書)発行事業者ですか? 必須 > 適格請求書発行事業者とは (2) はい いいえ Q 簡易課税制度を選択していますか? 必須 > 簡易課税制度とは (3) いいえ 経理方式を選択してください。 必須 > 税込経理と税抜経理について確認する 4 税込経理 税抜経理 (5) 税額の計算方法として積上げ計算を選択する方 (6) 特別な売上基準(割賦基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計)の適用をする方 (7) 戻る 次へ

- ① 基準期間(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の課税売上高を入力します。
- ② インボイス(適格請求書)発行事業者の方は、「はい」を、インボイス(適格請求書)
   発行事業者ではない方は「いいえ」を選択します。
- ③ 簡易課税で申告する場合、「はい」を選択します。
  - ※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円超の場合は、簡易課税制度を選択できません。
  - ※ 利用者識別番号検索時に「簡易課税制度選択届出書」が提出ありとなっていた場合は、 届出書の提出状況が表示されます。
  - ※ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下で、インボイス発行事業者の方は、「年の途 中から課税事業者となったか」、「2割特例を適用するか」という設問も表示されます。
- ④ 税抜経理の方は「税抜経理」を押して選択を変更します。
- ⑤ 売上税額の計算方法について、積上げ計算又は割戻し計算と積上げ計算を併用している

方は、「∨」を押して項目を開き、「1 割戻し計算」の選択を「2 積上げ計算」又は「3 1と2の併用」に変更します。

※ 令和5年10月1日以降の売上税額の計算方法については、適用税率ごとの取引総額を 割り戻して計算する「割戻し計算」(原則)のほか、適格請求書等に記載のある消費税額 等を積上げて計算する「積上げ計算」を選択することができます。

なお、申告する方がインボイス発行事業者の場合のみ「積上げ計算」を選択することが 可能です。

(参考)「税額の計算方法として積上げ計算を選択する方」

税額の計算方法として積上げ計算を選択する方	^
売上税額の計算方法を選択してください。 > <u>計算方法を確認する</u>	
1 割戻し計算	•

⑥ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「∨」を押して項目を開き、適用している売上
 計上基準にチェックを入れてください。

(参考)「特別な売上基準を適用する方」

特別	な売上基準(割賦基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計)の適用をする方	^
適	用している売上計上基準を選択してください。 ?	
	割賦基準	
	延払基準等	
	工事進行基準	
	現金主義会計	

⑦ 「次へ」ボタンを押すと「所得区分・事業区分の選択」画面(P5参照)へ進みます。

#### <sup>\_</sup> 確定申告書作成(簡易課税)編

(参考)⑥で選択された売上計上基準は申告書の付記事項に丸印が表示されます。



確定申告書作成(簡易課税)編
1.3 所得区分・事業区分の選択(1/2)
● トップ画面 → ● 事前準備 → ● 申告書等の作成 → ● 送信・印刷 → ● データ保存等
所得区分・事業区分の選択
該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。
<ul> <li>事業所得(営業等)がある。</li> </ul>
事業所得(農業)がある。
<ul> <li>□ 進防停(原稿科寺) 刀)ある。</li> <li>□ #弦田田宇姿姿なの澄海形得がたえ。</li> </ul>
■  、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
戻る次へ
ここまでの人力内容を保存
A K-STOPA
<u>お問い合わせ</u> <u>個人情報保護方計</u> 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.
① 該当する全ての所得区分を選択します。 「事業託得(営業体) ジェオス ・ スパープが正得(医症状体) ジェオス ・ た躍れたスポム
「
→ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある」」を選択する場合は、「事業所得(営業等)が
ある。」、「事業所得(農業)がある。」、「不動産所得がある。」又は「雑所得(原稿料等)
がある。」の中から一つ以上選択する必要があります。

確定申告書作成(簡易課税)編
1.4 所得区分・事業区分の選択(2/2)
● トップ画面 → ② 事前準備 → ⑤ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等
所得区分・事業区分の選択
該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。 必須
<ul> <li>         ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●</li></ul>
② ■ <sup>第1</sup> 禮事業
第2禮事業
★ 第3種事業     ★ 4種事業     ★ 4 種事業     ★ 4 種事業     ★ 4 種事業     ★ 4 種事業     ★ 4 単本     ★ 4 単     ★ 4 単本     ★ 4 単
□ 第5提事業
■ 第6禮事業
□ 事業所得(農業)がある。
□不動産所得がある。
② □ <sup>第</sup> 1種事業
○ 第2種事業
<ul> <li>✓ 第3握事業</li> <li>✓ 第4種事業</li> </ul>
□ 第5種事業
□  第6種事業
業務用固定資産等の譲渡所得がある。
戻る     次へ       ここまでの入力内容を保存
① 事業所得(営業等)又は雑所得(原稿料等)を選択した場合、事業区分が表示されま
す。 の
③ 「次へ」ボタンを押すと「売上(収入)金額等の入力」(P7参照)へ進みます。

確定申告書作成(簡易	課税)編		
5 売上(収入)金額等の	入力		
「所得区分・事業区分の 、)金額等の入力を行いま <sup>、</sup>	選択」画面(P6参 す。	除用)で選択した所得(₹	事業)区分の売上(収
● トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 日	■告書等の作成 → ④ 送信・	・印刷→●データ保存等	
売上 (収入) 金額等の入力			間易課税 税込
事業区分ごとに売上(収入)金額等の	入力を行ってください。		
事業所得(営業等)	第1種事業	_	>
事業所得 (営業等)	第3種事業	-	>
事業所得 (営業等)	第6種事業	-	$\geq$
雑所得	第3種事業	-	$\geq$
雑所得	第4種事業	-	
		戻る	次へ
			ここまでの入力内容を保存
<ul> <li>所得(事業)区分ごと(</li> <li>上(収入)金額等の入力,</li> <li>※ 売上金額等の入力が;</li> <li>に変わります(下記画)</li> </ul>	Dボタン「>」を排   画面(P8参照) 終わった所得区分に 面参照)。	₱すと、該当の所得(事 ●へ進みます。 は、ボタン上の表示が「	業)区分の「所得の売 ―」から「入力あり」
事業所得 (営業等)	第1種事業	🛇 入力あり	>
<ul> <li>全ての所得(事業)区</li> <li>押し、入力データに応じ</li> <li>「仕入税額控除の控除 インボイス発行事業者</li> <li>「中間納付税額等の」</li> <li>参照)へ進みます。</li> </ul>	分の売上(収入)会 て以下の画面へ進み 方式の選択」画面 である場合(2割特 入力」画面(上記:	金額等の入力が完了した みます。 (基準期間の課税売上高z 時例の適用要件を満たす 2割特例の適用要件を満	ら、「次へ」ボタンを が 1,000 万円以下で、 場合))(P12 参照) たさない場合)(P13

確定申告書作成(簡易課税)編
1.6 所得(事業)区分の売上(収入)金額等の入力
「売上(収入)金額等の入力」画面(P7参照)で選択した所得(事業)区分の売上(収
入)金額等を入力します。
ここでは例として、「事業所得(宮兼等)」の「第1種事業」の画面をこ案内します。
●トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等
事業所得(営業等)の売上(収入)金額等の入力(第1種事業)
売上(収入)金額等の入力
課税事業者となった日以降の取引分 について入力してください。
▲ 例えば、令和6年4月1日にインボイス発行事業者の登録を受け、同日から課税事業者となった事業者の方は、令和6年4月1日 から同年12月31日までの取引分について入力してください。
収入金額 84
20,000,000
免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方
課税取引金額
<ul> <li>(3)</li> <li>入力内容から計算した課税取引金額(円)</li> </ul>
20,000,000
軽減税率適用分の金額の入力
軽減税率(6.24%)適用分の取引がある方 く (4)
返還等対価・貸倒れの入力
返還等対価や貸倒れに係る税額を計算する方 く
6
戻る次へ
① 売上(収入)金額を入力します。
「売上(収入)金額」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」
を入力します。
② 上記①の金額の中に、免税取引・非課税取引等の金額が含まれている場合は、「∨」を
押して項目を開き、該当する項目に金額を入力します。

免税、非課税、非課税資産の輸	出等又は不課税取引がある方へ
上記、売上(収入)金額のうち	
免税取引分(円) ?	
非課税取引分(円) ?	
非課税資産の輸出等取引分(円)	
不課税取引分(円) ?	
れたしていた。 額が表示されます)。 、お、税抜経理方式を選	択した場合。仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合
雑が表示されます)。 お、税抜経理方式を選 書等に記載した消費税	択した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照
2額が表示されます)。 こお、税抜経理方式を選 こ書等に記載した消費税 こ記③の金額の中に、軽	訳した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「∨」を押
2額が表示されます)。 お、税抜経理方式を選 書等に記載した消費税 記③の金額の中に、軽 する項目に金額を入力	択した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「>」を押 します。
2額が表示されます)。 お、税抜経理方式を選 書等に記載した消費税 記③の金額の中に、軽 する項目に金額を入力	択した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「>」を押 します。
2額が表示されます)。 こお、税抜経理方式を選 こ書等に記載した消費税 こ記③の金額の中に、軽 前する項目に金額を入力 前)「軽減税率(6.24%)	採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「∨」を押 します。 適用分の取引がある方」
2額が表示されます)。 まお、税抜経理方式を選 ま等に記載した消費税 記③の金額の中に、軽 する項目に金額を入力 う)「軽減税率(6.24%) 野滅税率(6.24%)適用分の取	採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「∨」を押 します。 適用分の取引がある方」
2額が表示されます)。 まお、税抜経理方式を選 書等に記載した消費税 記③の金額の中に、軽 する項目に金額を入力 「軽減税率(6.24%) ■ 軽減税率(6.24%) 適用分の取 ■ 課税取引金額の内訳の入力	採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「∨」を押 します。 適用分の取引がある方」
<ul> <li>額が表示されます)。</li> <li>お、税抜経理方式を選</li> <li>書等に記載した消費税</li> <li>記③の金額の中に、軽</li> <li>する項目に金額を入力</li> <li>)「軽減税率(6.24%)</li> <li>軽減税率(6.24%)適用分の取</li> <li>課税取引金額の内訳の入力</li> <li>課税取引金額のうち、税率6.24%()</li> </ul>	採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「∨」を押 します。 適用分の取引がある方」 引がある方 へ
:額が表示されます)。 :お、税抜経理方式を選 :書等に記載した消費税 :記③の金額の中に、軽 :する項目に金額を入力 :)「軽減税率(6.24%) ■ 軽減税率(6.24%)適用分の取得 ■ 課税取引金額のうち、税率6.24%(1) !課税取引金額のうち、税率6.24%(1)	採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「∨」を押 します。 適用分の取引がある方」 引がある方 へ
額が表示されます)。 お、税抜経理方式を選 書等に記載した消費税 記③の金額の中に、軽 する項目に金額を入力 )「軽減税率(6.24%) 軽減税率(6.24%)適用分の取 課税取引金額の内訳の入力 課税取引金額のうち、税率6.24%(1 課税取引金額(円)	採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「V」を押 します。 適用分の取引がある方」 引がある方 客調税率)適用分の金額を入力してください。
<ul> <li>額が表示されます)。</li> <li>お、税抜経理方式を選</li> <li>書等に記載した消費税</li> <li>記③の金額の中に、軽</li> <li>する項目に金額を入力</li> <li>(6.24%)</li> <li>軽減税率(6.24%)適用分の取</li> <li>課税取引金額のうち、税率6.24%()</li> <li>課税取引金額(円)</li> </ul>	<ul> <li>(4) (円)</li> <li>(4) (日)</li> <li>(5) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1</li></ul>
額が表示されます)。 お、税抜経理方式を選 書等に記載した消費税 記③の金額の中に、軽 する項目に金額を入力 )「軽減税率(6.24%) ■ 軽減税率(6.24%)適用分の取 課税取引金額の内訳の入力 課税取引金額(円) うち税率6.24%(軽減税率)適用分	<ul> <li>採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合 額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「V」を押 します。</li> <li>適用分の取引がある方」</li> <li>3がある方</li> <li>整</li></ul>
:額が表示されます)。 :お、税抜経理方式を選 :書等に記載した消費税 :記③の金額の中に、軽 :する項目に金額を入力 :)「軽減税率(6.24%) ■ 軽減税率(6.24%)適用分の取 : : : : : : : : : : : : :	<ul> <li>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>
<ul> <li>額が表示されます)。</li> <li>記、税抜経理方式を選</li> <li>書等に記載した消費税</li> <li>記③の金額の中に、軽</li> <li>する項目に金額を入力</li> <li>「軽減税率(6.24%)</li> <li>軽減税率(6.24%)</li> <li>軽減税率(6.24%)</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>第税取引金額のうち、税率6.24%(</li> <li>課税取引金額(円)</li> <li>うち税率6.24%(</li> <li>2</li> <li>支防率7.8%適用分(円)</li> </ul>	<ul> <li>(日本のは)、(日本の(日本のは)、(日本の(日本の(日本の(日本の(日本の(日本の(日本の(日本の(日本の(日本の</li></ul>
<ul> <li>額が表示されます)。</li> <li>お、税抜経理方式を選</li> <li>書等に記載した消費税</li> <li>記③の金額の中に、軽</li> <li>する項目に金額を入力</li> <li>(6.24%)</li> <li>軽減税率(6.24%)適用分の取</li> <li>課税取引金額の内訳の入力</li> <li>課税取引金額の方、税率6.24%(</li> <li>課税取引金額(円)</li> <li>うち税率6.24%(軽減税率)適用分</li> <li>うち税率7.8%適用分(円)</li> </ul>	<ul> <li>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>
2額が表示されます)。 2.お、税抜経理方式を選 2.書等に記載した消費税 2.記③の金額の中に、軽 3.する項目に金額を入力 3.)「軽減税率(6.24%) 4. 2. 2. 2. 2. 3. 5. (4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	<ul> <li>キャロとれる、(()の 気) か りき いりりられ並んと生き</li> <li>採した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合</li> <li>2歳等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照 減税率(6.24%)適用分の取引がある場合は、「V」を押 します。</li> <li>適用分の取引がある方」</li> <li>引がある方</li> <li>製薬税率)適用分の金額を入力してください。</li> </ul>
2額が表示されます)。 2.お、税抜経理方式を選 2.書等に記載した消費税 2.記③の金額の中に、軽 3.する項目に金額を入力 3.)「軽減税率(6.24%) 4. 2. 4. 5.)「軽減税率(6.24%)適用分の取 5. 5. 5. 5. 5. 5. 7. 8. 6. 7. 8. 8. 7. 8. 8. 7. 8. 8. 7. 8. 8. 7. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8	<ul> <li>(日本には)、(しかぬ) ボラビーン(した) にしません(日本に)</li> <li>(択した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合)</li> <li>(額等を入力する欄が表示されます(参考1、参考2参照)</li> <li>(品)(本)((1))</li> <li>(品)(本)((1))</li> <li>(品)(本)((1))</li> <li>(品)(本)((1))</li> <li>(品)((1))</li> <li>(A)((1))</li> <l< td=""></l<></ul>
<ul> <li>額が表示されます)。</li> <li>お、税抜経理方式を選</li> <li>書等に記載した消費税</li> <li>記③の金額の中に、軽</li> <li>する項目に金額を入力</li> <li>(前する項目に金額を入力)</li> <li>軽減税率(6.24%)適用分の取</li> <li>2</li> <li>(6.24%)適用分の取</li> <li>課税取引金額の内訳の入力</li> <li>課税取引金額のうち、税率6.24%(</li> <li>課税取引金額(円)</li> <li>うち税率6.24%(</li> <li>(軽減税率)適用分(円)</li> <li>うち税率7.8%適用分(円)</li> <li>ご記③の中に、返還等対</li> </ul>	<ul> <li>(中国にやは)、(()の () () () () () () () () () () () () ()</li></ul>

2015年3月11日から今和6年12月31日の間で売上(収入)金額から運動減額していない売上げに係る対価の返還等の金額の入方         (はい)         第生した費制金の金額の入方         Q 今和6年1月1日から今和6年12月31日の間で売生した貸創金はありますか?         (はい)         (はい)         (はい)         (ない)         (なられられられられられるれのうないののののののののののののののののののののののののののののののののののの	医型学科描や目倒れに低る恐想を計算する方       へ         売上げに低る対価の返還等の金額の入方       Q         Q       金船6年1月1日から今船6年12月31日の間で売上(収入)金額から直接崩滅していない売上げに低る対価の返還等の金額がありますか?         はい       いいえ         身生した貨制金の金額の入力       Q         Q       金船6年1月1日から今船6年12月31日の間で売上した貨動金はありますか?         はい       いいえ         回収した貨制金の金額の入力       Q         Q       金船6年1月1日から今船6年12月31日の間で回収した貨動金はありますか?         はい       いいえ         回収した貨制金の金額の入力       Q         Q       金船6年1月1日から今船6年12月31日の間で回収した貨動金はありますか?         (はい       いいえ         回収した貨制金の金額の入力       Q         Q       金額6年1月1日から今和6年12月31日の間で回収した貨動金はありますか?         (はい       いいえ         20       の人力が全で完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入((P 7 参照))、一進みます。         1) 仮受消費税等の入力欄       1         1 上記案時時1金額に対応する販売消費税等の金額(P)       1         2 ) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄       1         上記課時時1金額に低る遵循請求書等に記載した消費税額等の合計額(P)       1	X呈等対価や資費れに係る税値を注2月31日の間で売上(収入)金額から直接減額していない売上げに係る対価の送還等の金額がありますか?             はい         いいえ             保生した資酬金の金額の入力             Q 令税6年1月1日から令税6年12月31日の間で売上した貸制金はありますか?             はい         いいえ             R生した貸制金の金額の入力             Q 令税6年1月1日から令税6年12月31日の間で売生した貸制金はありますか?             はい         いいえ             B収した貸制金の金額の入力             Q 令税6年1月1日から令税6年12月31日の間で回収した貸制金はありますか?             はい         Uいえ             B収した貸制金の金額の入力             Q 令税6年12月31日の間で回収した貸制金はありますか?             はい         Uいえ             B収した資制金の金額の入力             Q 令税6年12月31日の間で回収した貸制金はありますか?             (比 7)             G 会 約日の主見日から令税6年12月31日の間で回収した貸制金はありますか?             (L 7 参 照) へ進みます。             1) 仮受消費税等の入力欄             1:12課税時引金額に対応する低受消費税等の金額 (円)             2) 適格請請求書等に記載した消費税額等の入力欄             L記課税時引金額に低る連接債素書等に記載した消費税額等の合計額 (円)		返還等対価・貸倒れの入力
<ul> <li>売上げに係る対価の返還等の金額の入力</li> <li>      ◆和6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上(収入)金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額が ありますか?     ばい</li></ul>	<ul> <li>先上げに係る対価の返還等の金額の入力</li> <li> Q 令袖6年1月1日から令袖6年12月31日 の間で先上(収入)金額から直接減額していない先上げに係る対価の返還等の金額が ありますか? ばい いいえ R生した貨幣金の金額の入力 Q 令袖6年1月1日から令袖6年12月31日 の間で発生した貸倒金はありますか? ばい いいえ 回収した貨幣金の金額の入力 Q 令袖6年1月1日から令袖6年12月31日 の間で回収した貸倒金はありますか? (はい いいえ 要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P 7 参照)へ進みます。 1)仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円)  1.記載税取引金額に名る還格論求書等に記載した消費税額等の入力欄 上記課税取引金額に名る還格論求書等に記載した消費税額等の合計額(円)</li></ul>	<ul> <li>素上げに係る対値の返還等の金額の入力</li> <li> Q 参相6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上(収入)金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額が ありますか? はい いいえ R生した資酵金の金額の入力 Q 参相6年1月1日から令相6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか? はい いいえ 国収した資酵金の金額の入力 Q 参相6年1月1日から令相6年12月31日の間で回収した貸份金はありますか? (はい いいえ 10 人力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の方(P 7 参照) へ進みます。 11 ) 仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(P) ▲ 12 ) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 上記課税取引金額に係る連絡請求書等に記載した消費税額等の合計額(P) ▲</li></ul>	返還等対価や貸倒	れに係る税額を計算する方
Q 令和0年1月1日から令和6年12月31日の歴で売上(収入)金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額が ありますか? 2          はい       いいえ         発生した資例金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         回収した資例金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         回収した資例金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         回収した資例金の金額の入力       Q 令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         回収した資例金の金額の入力       Q 令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (はい       いいえ         目取した資例金の金額の入力       Q 令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (はい       いいえ         2) 適格請求書での入力欄       1) 仮受消費税等の入力欄         2) 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円)       4	Q 今和6年1月1日から令和6年12月31日の電で売上(収入)金額から運動減額していない売上げに係る対価の返還等の金額が ありますか? 2 はい いいえ 発生した賃例金の金額の入力 Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の電で発生した貸倒金はありますか? はい いいえ 回収した賃例金の金額の入力 Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の電で回収した貸倒金はありますか? はい いいえ 要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P 7 参照) へ進みます。 1) 仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(P) ▲ 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(P) ▲	Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上(収入)金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額が ありますか? 2          はい       いいえ         第生した貨制金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         回収した貨制金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         回収した貨制金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         目取した貨制金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         目のした貨制金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (はい       いいえ         目のした貨制金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (はい       いえ         2) 適格請求書等に記載した消費税額等の金額(円)       ■         1) 仮受消費税等の入力欄       1         2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄       1	売上げに係る対	価の返還等の金額の入力
はい     いいえ       第生した資研金の金額の入力     Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか?       はい     いいえ       回収した貸研金の金額の入力     Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?       はい     いいえ       2 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?       はい     いいえ   要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入(P 7 参照) へ進みます。 1) 仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ 2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄	はい UV2 R生した資例金の金額の入力 Q や相6年1月1日からや相6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか? はい UV2 回収した質例金の金額の入力 Q や相6年1月1日からや相6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか? はい UV2 要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P 7 参照) へ進みます。 1) 仮受消費税等の入力欄 L記課税取引金額に対応する板受消費税等の金額(円) ■ 2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 L記課税取引金額に係る遵格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ■	はい     いいえ       第生した資酬金の金額の入力       Q 令相6年1月1日から令和6年12月31日の電で回収した貸罰金はありますか?       はい     いいえ       回収した資酬金の金額の入力       Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の電で回収した貸罰金はありますか?       ばい     いいえ       要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の方(P 7参照)へ進みます。       1) 仮受消費税等の入力欄       上記課税取引金額に対応する板受消費税等の金額(円)       上記課税取引金額に体る適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄	Q 令和6年1月1日 ありますか?	から令和6年12月31日 の間で売上(収入)金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額が ?
第生した貸倒金の金額の入力 Q 令相6年1月1日から令相6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか? はい いいえ          回収した貸倒金の金額の入力         Q 令相6年1月1日から令相6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい いいえ         四収した貸例金の金額の入力         Q 令相6年1月1日から令相6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい いいえ         四収した貸例金の金額の入力         Q 令相6年1月1日から令相6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい いいえ         四収した貸例金の金額の入力         Q 令相6年1月1日から令相6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい いいえ         四の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入         (P 7 参照) へ進みます。         1) 仮受消費税等の入力欄         上記課税取引金額に対応する板受消費税等の金額(円) ■         2) 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ■	第生した貸棚金の金額の入力         Q ◆和6年1月1日から◆和6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         回収した貨棚金の金額の入力         Q ◆和6年1月1日から◆和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         図 ◆和6年1月1日から◆和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         図 ◆和6年1月1日から◆和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (はい       いいえ         図 ◆和6年1月1日から◆和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (はい       いいえ         図 ◆和6年1月1日から◆和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (はい       いいえ         図 ◆和6年1月1日から◆和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         (日 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	第生した質明金の金額の入力         Q 令相6年1月1日から令相6年12月31日の間で発生した練習金はありますか?         はい       いいえ         回収した質明金の金額の入力         Q 令相6年1月1日から令相6年12月31日の間で回収した検討金はありますか?         (はい       いいえ         (はい       いいえ         (はい       いいえ         (はい       いいえ         (はい       いいえ         (はい       いいえ         (日 7 参照)       へ進みます。         1)       仮受消費税等の入力欄         上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円)       (円)         2)       適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄	はい	いいえ
<ul> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>回取した貸倒金の金額の入力</li> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>医事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入(P 7 参照)へ進みます。</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲</li> <li>2) 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲</li> </ul>	<ul> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した賃創金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>回収した賃例金の金額の入力</li> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した賃創金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>ほい いいえ</li> <li>(はい いいえ</li> <li>(はい いいえ</li> <li>(はい いいえ</li> <li>(日 7 参照) へ進みます。</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>1.2課税取引金額に対応する板受消費税等の金額(円) ▲</li> <li>(2) 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲</li> </ul>	<ul> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>回収した貸倒金の金額の入力</li> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>(はい いいえ</li> <li>(はい いいえ</li> <li>(日 7 参照) へ進みます。</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲</li> <li>2) 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲</li> </ul>	発生した貸倒金	 の金額の入力
はい       いいえ         回取した賃例金の金額の入力         Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回取した賃例全はありますか?         はい       いいえ         ほい       いいえ         要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入(P 7参照)へ進みます。         1)仮受消費税等の入力欄         上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円)         上記課税取引金額に気に対応する仮受消費税等の合計額(円)	はい いいえ 回収した賃料金の金額の入力 Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した賃制金はありますか? はい いいえ 要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P 7 参照)へ進みます。 1)仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ 2)適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 上記課税取引金額に係る邊緒基求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲	はい いいえ 回収した賃借金の金額の入力 Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸到金はありますか? はい いいえ 要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の方 (P 7 参照)へ進みます。 1)仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ■ 2)適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 上記課税取引金額に係る適格基求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ■	Q 令和6年1月1日	から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金はありますか?
<ul> <li>回収した賃例金の金額の入力</li> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?</li> <li>ばい いいえ</li> <li>要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入(P 7 参照)へ進みます。</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に対応する仮受測費税等の金額(P) ▲</li> <li>2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に係る遺格請求書等に記載した消費税額等の合計額(P) ▲</li> </ul>	回収した賃例金の金額の入力         Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       しいえ         度事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P 7 参照) へ進みます。         1) 仮受消費税等の入力欄         上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円)         2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄	回収した賃例金の金額の入力         Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?         はい       いいえ         ほい       いいえ         要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の方(P 7参照)へ進みます。         1)仮受消費税等の入力欄         上記課規時引金額に対応する仮受消費税等の金額(円)         2)適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円)	はい	いいえ
<ul> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸到金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入(P 7 参照)へ進みます。</li> <li>L) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲</li> <li>2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に係る遵格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲</li> </ul>	<ul> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?</li> <li>はい いいえ</li> <li>要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入(P 7参照)へ進みます。</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲</li> <li>2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に係る遵格嘉求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲</li> </ul>	<ul> <li>Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?</li> <li>はい しいえ</li> <li>要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のた(P 7 参照)へ進みます。</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲</li> <li>2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲</li> </ul>	回収した貸倒金	の金額の入力
<ul> <li>はい いいえ</li> <li>要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入(P7参照)へ進みます。</li> <li>1) 仮受消費税等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ●</li> <li>2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄</li> <li>上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ●</li> </ul>	はい 要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P7参照)へ進みます。 1) 仮受消費税等の入力欄 L記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) <sup>▲</sup> 2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 L記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) <sup>▲</sup>	はい         いいえ           要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の2 (P7参照)へ進みます。           1)仮受消費税等の入力欄           上記課税取引金額に対応する板受消費税等の金額(円)           2)適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄           上記課税取引金額に係る連絡請求書等に記載した消費税額等の合計額(円)	Q 令和6年1月1日	から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金はありますか?
要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P7参照)へ進みます。 1)仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ 2)適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄	要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の入 (P7参照)へ進みます。 1)仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額(円) 2)適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) 44	要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のス (P7参照)へ進みます。 1)仮受消費税等の入力欄 上記課税取引金額に対応する板受消費税等の金額(円) 44 2)適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄		
2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円)	2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄	2) 適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄 上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) 🜌	はい 要事項の入た (P7参照) 1)仮受消費 【上記課税取引金	いいえ コが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のフ へ進みます。 そ税等の入力欄 額に対応する仮受消費税等の金額(円) <sup>64</sup>
上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円)	上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円)	上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円)	はい 要事項の入力 (P7参照) 1)仮受消費 【上記課税取引金	ひいえ つが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の7 へ進みます。 そ税等の入力欄 <b>額に対応する仮受消費税等の金額(円)</b> <sup>▲</sup>
			はい 要事項の入力 (P7参照) 1)仮受消費 【上記課税取引金 2)適格請求	ひいえ つが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のフ へ進みます。 そ税等の入力欄 <b>額に対応する仮受消費税等の金額(円) </b> <sup>▲■</sup> ここここでは、「満費税額等の入力欄
			はい 要事項の入力 (P7参照) 1)仮受消費 1)派線取引金 2)適格請求	ひいえ ひが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のフ へ進みます。 そ税等の入力欄 額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ ま書等に記載した消費税額等の入力欄 こ係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲
			はい 要事項の入力 (P7参照) 1)仮受消費 1)仮受消費 1)適格請求 2)適格請求	ひが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等の7 へ進みます。 ≹税等の入力欄 額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ *書等に記載した消費税額等の入力欄
			(はい) 要事項の入力 (P7参照) 1) 仮受消費 【上記課税取引金 2) 適格請求 【上記課税取引金額(	レいえ コが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のフ へ進みます。 発税等の入力欄 額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ 書等に記載した消費税額等の入力欄 に係る適格書求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲
			はい 要事項の入力 (P7参照) 1) 仮受消費 【上記課税取引金 2) 適格請求 【上記課税取引金額	レジス ロが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のフ へ進みます。 そ税等の入力欄 額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ 本書等に記載した消費税額等の入力欄 に係る連絡請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲
			(はい) 要事項の入力 (P7参照) 1)仮受消費 【上記課税取引金 2)適格請求 【上記課税取引金額	レいえ つが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のフ へ進みます。 そ税等の入力欄 額に対応する仮受消費税等の金額(円) ▲ 書等に記載した消費税額等の入力欄 に係る連絡請求書等に記載した消費税額等の合計額(円) ▲
			(はい) 要事項の入力 (P7参照) 1)仮受消費 【上記課税取引金 2)適格請求 【上記課税取引金額	びいえ つが全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上(収入)金額等のフ へ進みます。 ●税等の入力欄   額に対応する板受消費税等の金額(円)   ■   *書等に記載した消費税額等の入力欄

	売上げに係る対価の返還等の金額の入力
	- Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上(収入)金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額が ありますか? 2
	はい いいえ
	売上げに係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%(軽減税率)適用分」と「税率7.8%適用分」に分 けて入力してください。
	> <u>入力例を確認する</u> 売上げに係る対価の返還等の金額(税込)
	税率6.24%(軽減税率)週用分(円)
	税率7.8%適用分(円)
	** ( <sup>(</sup> )
	売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」の金額を入力してください。 ※:「親親販売に係るもの」については、入力の必要はありません。
<b>3</b> )	免税取引に係るもの(円)
	発生した資 <b>倒金の金額の入力</b> 〇 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した資料金はありますか?
	はい いいえ
	賃留金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で課税売上げに係るものの金額を、「税率6.24%(軽減税率)適用分」と 「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。
	> 入力的を確認する。 ※: 令和6年1月1日から今和6年12月31日の間に初めて課税事業者となった方の場合は、令和5年12月31日までに行った課税最優の譲渡等に係る賃留会は合みません。
	発生した貨倒金の金額(税込)
ש	税率6.24%(軽減税率)適用分(円)
	税率7.8%適用分(円)
	計 (円)
	回収した資倒金の金額の入力
	Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した賃貸金はありますか?
2	はい いいえ
	課税事業者であった年分に貸倒れ処理したもので課税売上げに係る回収した貸倒金の金額を、「税率6.24%(軽減税率)適用分」 と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。
	※) 市和中上月1日から市和中土月31日が割しめめく連続学業者となったカル等省は、市和5年12月31日までに行った建筑資産の構成等に低る資気型は色かません。 回収した貸倒金の金額(税込)
3	稅率6.24%(軽減稅率) 適用分(円)
	指率7.8%通用分 (円)
	āt (円)

- ⑦ 売上げに係る対価の返還等の金額がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等に係る返還等は対象になり ません。
- ⑧ ⑦で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。返還等の金額について「税率
   6.24%(軽減税率)適用分(円)」と「税率7.8%適用分(円)」に分けて入力します。
- ⑨ 売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」の金額を入力します。
- ⑩ 発生した貸倒金がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について貸倒金が発生した 場合には対象となりません。
- ① ①で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。発生した貸倒金の金額について「税率 6.24%(軽減税率)適用分(円)」と「税率 7.8%適用分(円)」に分けて入力します。
- 12 回収した貸倒金がある場合には、「はい」を選択します。
  - ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について発生した貸倒金を 回収した場合には対象となりません。
- ③ ②で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。回収した貸倒金の金額を「税率
   6.24%(軽減税率)適用分(円)」と「税率7.8%適用分(円)」に分けて入力します。

### <sup>~</sup>確定申告書作成(簡易課税)編 <sup>~</sup>

#### 1.7 仕入税額控除の控除方式の選択

2割特例の適用要件を満たす場合、簡易課税及び2割特例それぞれの計算方式による控除 対象仕入税額について自動で計算結果が表示されますので、どちらの計算方式で確定申告す るかを選択します。

ABBARDAL CALLERS ADDRESS ADD	Abbrich of high Link block blo	仕入税額控除の控除方式の選択	簡易課税 税込
Etonyathuongateatticetestary, areose Lei Caloretestestary at Lakation de la	Radia San San San San San San San San San Sa	各控除方式により計算した控除対象仕入税額を表示しています。 適用する方式を選択してください。	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	a. *: ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	下記のいずれかの方式を選択できますが、本年の差し引くことのできる控除対象仕入税額がすなる方式)は	<b>さい方式(消費税等の納付金額が少なく</b>
<ul> <li>前易課税による招除対象仕入税額 608,811 円</li> <li>2割特例による招除対象仕入税額 586,179 円</li> <li>▲ 周期課税期度とは</li> <li>&gt; 割時例とは</li> <li>定までの入力内容を保存</li> <li>2割特例と、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)</li> <li>(例:簡易課税を選択した場合)</li> <li>(例:簡易課税を選択した場合)</li> <li>(例:面易課税を選択した場合)</li> </ul>	前易課税による控除対象仕入税額 608,811 円          2割特例による控除対象仕入税額 586,179 円         2副課税担産上は         2 割特例とよる 2 割特例とよる である (ここまでの入力内容を保存)         2 割特例とは         (アス)         (アス) <td>※:特定期間の課税売上高が1千万円を超える方や高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となってい せんので、ご注意ください。</td> <td>る方は、「2割特例」を選択することはできま</td>	※:特定期間の課税売上高が1千万円を超える方や高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となってい せんので、ご注意ください。	る方は、「2割特例」を選択することはできま
2割特例による控除対象仕入税額 586,179 円         ・ 範囲運動制度とは         ・ 注動特別とは         ・ 注動特別とは         反る         ここまでの入力内容を保存         ②か-③         2か-③         2の小③         2の小③         2の小③         2の小③         20か-③         20か-④         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000         2000 <td< td=""><td>2割特例による控除対象仕入税額 586,179 円         ・ 風展課税制度とは         ・ 割野例とは         定までの入力内容を保存         ②か(③)選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)         作2         (月)         (日)         (日</td><td>簡易課税 による控除対象仕入税額 608,811 円</td><td><math>\geq</math></td></td<>	2割特例による控除対象仕入税額 586,179 円         ・ 風展課税制度とは         ・ 割野例とは         定までの入力内容を保存         ②か(③)選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)         作2         (月)         (日)         (日	簡易課税 による控除対象仕入税額 608,811 円	$\geq$
<ul> <li>         ・          ・          ・</li></ul>	<ul> <li>         ・ 第島課税制度とは         <ul> <li>             ・ 2 直時初とは             </li> <li>             こまでの入力内容を促             </li> <li>             ここまでの入力内容を促             </li> </ul> </li> <li>             2の小③)選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)         <ul> <li></li></ul></li></ul>	2割特例 による控除対象仕入税額 586,179 円	$\geq$
戻る         ここまでの入力内容を保存         ここまでの入力内容を保存         ②か③選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)         (例:簡易課税を選択した場合)         「帰認課税」を選択しています。         ならいれば「次へ」ボタンを押してください。         なら、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできません のご注意ください。         次へ         反の         反の	戻る         ここまでの入力内容を保存         ここまでの入力内容を保存         ②か③選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)         「解Z ×         「 「WZ ×         「 WZ ×	> <u>簡易課税制度とは</u> > <u>2割特例とは</u>	
ここまでの入力内容を保存 ②か③選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合) 作品 作品 「保認 「現記表記 を選択しています。 「見記表記 を選択した際に適用した接除対象性入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできません。 この請求考で他の方法に変更する方は「戻る」ボタンを押してください。 反へ 反へ 反こ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4)<	ここまでの入力内容を保存 ②か③選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)		戻る
<ul> <li>②か③選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)</li> <li>確認</li> <li>×</li> <li>「1953課税」を選択しています。 よろしければ「次へ」ボタンを押してください。</li> <li>なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできませんのでご注意ください。</li> <li>選択方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。</li> <li>戻る</li> </ul>	<ul> <li>②か③選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税を選択した場合)</li> <li>確認 ×</li> <li>「編器課税」を選択しています。</li> <li>ようしければ「次へ」ボタンを押してください。</li> <li>なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできませんのでご注意ください。</li> <li>避沢方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。</li> <li>戻る</li> </ul>		ここまでの入力内容を保存
確認       ×         「服易課税」を選択しています。 よろしければ「次へ」ボタンを押してください。       よるしければ「次へ」ボタンを押してください。         なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできませんのでご注意ください。          選択方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。       次へ         戻る	確認       ×         「服易課税」を選択しています。 よろしければ「次へ」ボタンを押してください。       なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできませんのでご注意ください。         選択方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。       次へ         反へ       戻る	②か③選択後、確認画面が表示されます。(例:簡易課税をi	選択した場合)
なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできません のでご注意ください。 選択方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。 次へ 戻る	なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできません のでご注意ください。 選択方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。 次へ 戻る	確認 「簡易課税」を選択しています。 よろしければ「次へ」ボタンを押してください。	×
次へ 戻る	次へ 戻る	なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更する のでご注意ください。 違択方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。	5ことはできません
戻る	戻る	次へ	
		戻る	

確定申告書作成(簡易課税)編
1.8 中間納付税額等の入力
中間申告に係る納付税額を入力します。
● トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等
中間納付税額等の入力
中間申告に係る納付税額のある方は、以下「中間納付税額等を入力する方」の項目を開いて、入力してください。
<b>前年分について消費税の確定申告を行っていない方・中間申告を行っていない方は、入力する必要はありません</b> ので、画面下の「次 へ」ボタンを押してください。
> 中間申告とは
中間納何祝額寺を入力する方
戻る 次へ ここまでの入力内容を保存
<ul> <li>① 中間申告に係る納付税額がある方は、「V」を押して項目を開き、金額の入力をします。</li> <li>※ 前の年に確定申告を行っていない方、中間申告を行っていない方は入力する必要はありません。</li> <li>※ 利用者識別番号から情報を検索し、中間納付税額等の情報を取得している場合は取得した金額が入力された状態で表示されます。</li> <li>(参考)「中間納付税額等を入力する方」</li> </ul>
中間納付税額等を入力する方へ
<ul> <li>▲ 入力に当たっては以下の事項にご注意ください。         <ul> <li>中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を入力してください。</li> <li>1月ごと(年11回)の中間申告を行った場合、税務署から送付した申告書には、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は印字されませんので、最終の中間申告分まで(11回分)の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。</li> </ul> </li> <li>         中間納付税額(円)         <ul> <li>中間納付譲渡割額(円)             </li> <li> </li> </ul> </li> </ul>
<ol> <li>⑦ 「次へ」ボタンを押し、「計算結果の確認」画面(P15参照)へ進みます。</li> </ol>

1.9 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。

ロ内容から計算した結果は以下のとおりです。 すする金額 31,700円	
すする金額 31,700円	
31,700円	
消費税の計	算結果
累税標準額	
,181,000 円	
挡税額	
\$18,118 円	
資何回収に係る消費税額	
生除税額	
消費税及び地方消費	費税の合計税額
枘付又は還付税額合計	
<sup>1</sup> 税額 1,700 円	
消費税額の計算方法とは	
	戻る次へ
	ここまでの入力内容を保存
結果を確認後、「次へ」ボタンを押すと	:、「納税地等入力」画面(P16参照)

確定申告書作成(簡易課税)編
1.10 納税地等入力(1/2)
納税額や納付方法の案内が表示されます。
約74世寺入力
181,700円
納付方法の選択
納付方法 20月
> 各級付方法の内容を確認する
<ul> <li>① 選択してください</li> </ul>
① 納付方法の選択をします。
「選択してください」を押すとリストボックスが表示されますので、希望の納付方法を
選択して下さい。
※ 消費税及び地方消費税の合計納付税額が 30 万円を超える場合は、「スマホアプリ納
約」、「コンビー約約」は表示されません(音曲で提出する方には、30 万円以下であう
ても、「スマホアフリ納付」は表示されません)。
なお、「振替納税」を選択した場合、追加の質問も表示されますので、回答してください。
(参考)表示されるリストボックス
選択してください
振替納税(期限内申告の場合に利用可)
電子納税(ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)又はインターネットバンキング)
クレジットカード納付
スマホアプリ約付
<ul> <li>コンビー#1113</li> <li>金融機関等での窓口納付</li> </ul>
(幺老)「忙井伽母」と思わした坦への泊加の所用
(多ち)「旅省和院」を選択した場合の迫加の負向
納付方法
納付方法の選択
納付方法 必須
> <u>各納付方法の内容を確認する</u>
振替納税(期限内申告の場合に利用可)
Q 初めて振替納税を利用しますか?
○ 初めて利用する
○既に利用している

1.11 納税地等入力(2/2)

納税地・氏名等		
税地等の情報		
地の区分		
住所		
事業所等		
種号		
¥角数字3桁 - 半角数字4桁	4567	
<b>移便番号検索</b>		
「病県・市区町村		
道府県	•	
区町村		
<b>弓・雅号(漢字)</b> 全角30文字以内		
副税商店		
	戻る 次へ	
n税地や氏名等について該当す;	る項目に入力します。	
郵便番号の入力後、「郵便番号 、た住所と税務署情報(都道府り	₩検索」ボタンを押すと、郵便番号の入力内容から 県、税務署名)を画面上の対応する入力項目へ自動	
「示することができます。		
に年分の課税売上高が 1,000 万日	円以下となった場合かつインボイス(適格請求書)	
「者でない場合、「消費税の納税	記義務者でなくなった旨の届出書作成選択」画面	
(P18 参照)に進みます。		
れ以外の場合、		
申告書を e-Tax で送信する方に	は「送信前の甲告内容確認」画面	
申告書を印刷して提出する方	は「甲告書等印刷」画面へ進みます。	

## 確定申告書作成(簡易課税)編 1.12 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択 計算の結果、本年分の課税売上高が1,000万円以下となった場合かつ適格請求発行事業者 でない場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成」 画面が表示され、 届出書 の作成をすることができます。 ※ 本年分の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、翌々年に適格請求書発行事 業者である場合、翌々年の消費税の確定申告が必要となります。 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択 簡易課税 税込 トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了 令和6年分の課税売上高が1,000万円以下となりました。 令和6年分の課税売上高が1,000万円以下となった方は、原則として、令和8年分の消費税の納税義務が免除されますので、「消費税の納税義務者でな くなった旨の届出書」を提出する必要があります。 □ 災害(地震、風水害、雪害等)により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成しますか Ma ✔ 「作成する」が選択されています。 1 届出書を作成する 届出書を作成しない 🚹 🔹 この届出書を提出した場合であっても、特定期間(原則として、令和7年1月1日から令和7年6月30日)の課税売上高が1,000万円を 超える場合には、この届出の適用開始課税期間の納税義務は免除されません。 課税事業者選択届出書を提出している方が免税事業者に戻ろうとする場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要が あります(確定申告書作成コーナーでは作成できません。)。 前に戻る ここまでの入力内容を保存する 次へ進む Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved. お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 ① 「届出書を作成する」又は「届出書を作成しない」を選択の上、「次へ進む」ボタンを 押します。 ② ①において「届出書を作成する」を選択した場合は「消費税の納税義務者でなくなった 旨の届出書の作成」画面(P19参照)へ進みます。 ①において「届出書を作成しない」を選択した場合、 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」 画面 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面 へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画 面の案内をご参照ください。

確定申告書作成(簡易課税)編 1.13 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。 納税義務者となった日等の入力欄が表示されます。 国税庁 令和5年分消費税 (書面提出) 確定申告書作成コーナー Ωご利用ガイド 💿 よくある質問 よくある質問を検索 Q 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成 簡易課税 税込 トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了 (1) 納税義務者となった日 ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日 ※ 先に提出した「消費税課税事業者届出書」の「適用開始課税期間」欄の初日を入力してください。 この届出書の提出年月日 令和 🗸 🖌 🗲 🖌 月 🖌 日 ※ 提出時に手書きしても差し支えありません。 参考事項 [各行40文字以内] 2 前に戻る ここまでの入力内容を保存する 次へ進む ① 「消費税の納税義務者でなくなった日」、「この届出書の提出年月日」等必要事項を入力 してください。 ② 「次へ進む」ボタンを押すと、 ・ 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面 へ進みます。 「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」 画面以降の操作方法については、各画面 の案内をご参照ください。